

# 長岡地域災害時相互応援協定

## (趣旨)

第1条 この協定は、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に救援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

## (応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- (2) 清掃活動
- (3) 上水道、下水道等の応急復旧活動
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

## (応援要請)

第3条 応援を要請する市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 物資等の品名、数量及び応援場所への経路
- (3) 応援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

## (応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、業務に支障のない限り、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合で、応援の必要を認めたときは、協定市町村は要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。

## (応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

## (連絡責任者)

第6条 第3条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、各協定市町村に連絡責任者を置くものとする。

## (その他)

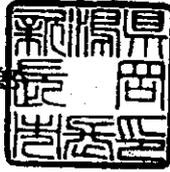
第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、協定市町村がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成8年6月12日

長岡市長

日 浦 晴三郎



小千谷市長

小 出



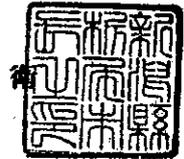
見附市長

大 塩 満 雄



栃尾市長

杵 淵



中之島町長

樋 山 糸 男



越路町長

水 島 昭



三島町長

河 内 忠 彦



与板町長

平 澤 甚九郎



和島村長

久須美 逸 郎



出雲崎町長

小 林 則 幸



山古志村長

酒 井 省 吾



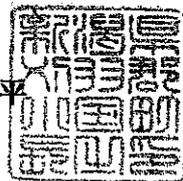
川口町長

青 柳 弘



小国町長

牧 野 功 平



別 表 (災害時相互応援協定市町村)

長岡市	小千谷市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
三島町	与板町	和島村	出雲崎町	山古志村	川口町
小国町					

## 村上市、見附市、妙高市 災害時相互応援協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期すため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づき、村上市（以下「甲」という。）、見附市（以下「乙」という。）、妙高市（以下「丙」という。）間で、相互応援を実施するため必要な事項について定めるものとする。

### (応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 避難が必要な被災者の受入れ
- (7) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災した市からの要請があった事項

### (要請)

第3条 被災した市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号にかかげる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の種類及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

### (業務)

第4条 前項の規定による要請を受けた市は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

### (経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災した市が負担するものとする。

- 2 被災した市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災した市から要請があった場合は、応援を実施した市は当該費用を一時繰り替え支弁するものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲、乙及び丙は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

平成8年8月30日締結の村上市、見附市、新井市災害時相互応援協定については、本協定の締結をもって廃止する。

この協定を証するため本協定書3通を作成し甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月30日

甲 新潟県村上市長

大滝 幸正



乙 新潟県見附市長

久住 時男



丙 新潟県妙高市長

入村 昌



## 見附市、入善町災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策に万全を期すため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、新潟県見附市(以下「甲」という。)及び富山県入善町(以下「乙」という。)の間で、相互応援を実施するため必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した市町からの要請があった事項

(要請)

第3条 被災した市町が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

(業務)

第4条 前条の規定による要請を受けた市町は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲及び乙は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

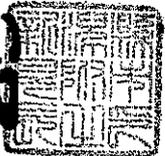
(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年7月23日

甲 新潟県見附市長

久住時男 

乙 富山県入善町長

米澤政明 

## 見附市、伊達市災害時相互応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期すため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づき、新潟県見附市（以下「甲」という。）、福島県伊達市（以下「乙」という。）の間で、相互応援を実施するため必要な事項について定めるものとする。

### (応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 避難が必要な被災者の受入れ
- (7) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災した市からの要請があった事項

### (要請)

第3条 被災した市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号にかかげる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の種類及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

### (業務)

第4条 前項の規定による要請を受けた市は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災した市が負担するものとする。

2 被災した市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災した市から要請があった場合は、応援を実施した市は当該費用を一時繰り替え支弁するものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲及び乙は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

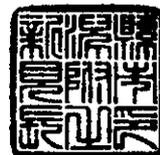
第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月28日

甲 新潟県見附市長

久保 時男



乙 福島県伊達市長

仁志 昌司



## 見附市・渋川市災害時相互応援協定書

新潟県見附市と群馬県渋川市（以下「協定市」という。）とは、地震等の大規模災害（以下「災害」という。）発生時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動（以下「応急対策等」という。）が円滑に遂行されるよう、相互応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づき、協定市のいずれかの区域内において災害が発生した場合、応急対策等の万全を期するため、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### （応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 避難が必要な被災者の受入れ
- (7) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災した市からの要請があった事項

### （要請）

第3条 被災した市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号にかかげる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の種類及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

(業務)

第4条 前条の規定による要請を受けた市は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災した市が負担するものとする。

2 被災した市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災した市から要請があった場合は、応援を実施した市は当該費用を一時繰り替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、被災した市において応急治療する場合の治療費は、被災した市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した市への往復途中において生じたものを除き、被災した市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡担当者)

第7条 協定市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに協定市のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、協定市長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 5月 8日

新潟県見附市長

久住 隆男 

群馬県渋川市長

阿久津 貞 



## 見附市・田川市災害時相互応援協定書

新潟県見附市と福岡県田川市（以下「協定市」という。）は、災害時における相互応援協定に関し、次のとおり締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの区域内において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に同法第67条第1項の規定に基づき、被災した協定市の要請に対し、応急対策及び復旧対策が円滑かつ迅速に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

## （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援活動及び救助活動に必要な車両の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧等の実施に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請のあった事項

## （応援の要請の手続）

第3条 応援を要する市（以下「要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、災害発生時応援要請書（別記様式）により応援の要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で要請し、後日、災害発生時応援要請書を送付することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合は、必要な物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、必要な職員の種類及び人員
- (4) 応援を要する場所及び当該場所までの経路
- (5) 応援の予定期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請市が必要とする事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定による要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、特別な事情がある場合を除き、これに応じるものとする。

2 協定市は、災害発生時において、緊急に応援することが必要であると認められるときは、要請によらず応援をすることができるものとする。

3 協定市は、前項の規定による応援を開始したときは、速やかに応援の内容等を被災地に連絡するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除き、要請市が負担するものとする。

2 要請市に前項の費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、要請市から応援市にその旨の申出があった場合は、応援市は当該費用を立て替えて支弁することができる。

3 前条第2項に規定する応援に要した経費の負担については、協定市が協議して定める。

(災害補償等)

第6条 応援市が派遣した職員が要請市の業務又は通勤により負傷した場合、疾病にかかった場合又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市が負担するものとする。ただし、要請市において応急に治療する場合の治療費は、要請市が負担するものとする。

2 応援市が派遣した職員が、要請市の業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、応援市から要請市への往復途中において生じたものを除き、要請市がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ連絡担当者を定め、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間終了の1か月前までに協定市のいずれからも申出がないときには、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月26日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

代表者 見附市長

久保 将男



福岡県田川市中央町1番1号

田川市

代表者 田川市長

二場 公人



(空白)



## 大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書

## (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「被災市区町村応援職員確保システム（平成30年3月23日施行）」による決定連絡等により、新潟県（以下「県」という。）と新潟県内市町村とが「チームにいがた」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この協定において使用する次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村及び第3項に定める特別地方公共団体である特別区
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームにいがた 被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

## (応援対象業務)

第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームにいがた」による応援対象とする。

- 2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームにいがた」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。
- 3 独自申出に対する「チームにいがた」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

## (先遣隊の派遣)

第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に先遣隊を派遣する。

- 2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、先遣隊を派遣する。

(応援要請等)

第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームにいがた」の応援が必要となった場合は、先遣隊と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

(応援の調整)

第6条 前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームにいがた」への参加を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームにいがた」への参加の可否を県に回答するものとする。

3 前項の回答を受け、県は「チームにいがた」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

(応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれただちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームにいがた」として応援を実施するものとする。

(応援期間)

第8条 「チームにいがた」による応援は、原則として大規模災害発生から1月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

(職員の派遣期間)

第9条 「チームにいがた」に参加する職員の派遣期間は各1月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

(県の役割)

第10条 県は、「チームにいがた」による応援が円滑に実施できるよう、先遣隊をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームにいがた」の応援調整等に努めるものとする。

(市町村の役割)

第11条 県内市町村は、第6条第1項による依頼があった場合は「チームにいがた」への参加を検討するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第 12 条 県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)等に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

(平時の取組)

第 13 条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

(受援担当)

第 14 条 県内市町村は、大規模災害発生時に第 4 条第 1 項に基づいて派遣される先遣隊との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

(他の協定との関係)

第 15 条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(協議事項)

第 16 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第 17 条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は平成 31 年 3 月 11 日から適用する。

2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

(空白)

0

0

## 災害時におけるガス水道施設の応急復旧に関する協定書

8-8

見附市（以下「甲」という。）と見附管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時におけるガス水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害の発生時においてガス水道施設を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施するガス水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施するガス水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に、乙の応援が必要であるときは、乙に対して応急復旧の応援を要請することができる。

### （要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材について、乙に連絡することにより行うものとする。

### （応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立の上、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員の従業員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

### （費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した組合員を集約の上、乙が甲に一括して請求するものとする。

### （労災補償）

第6条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、

乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者及びその代理者をあらかじめ定め、相互に報告するものとする。

2 前項に規定する連絡責任者及びその代理者を変更したときは、速やかに報告するものとする。

(報告事項)

第8条 乙は、この協定による応急復旧に出動させることができる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 15 年 9 月 / 日

見附市

甲 見附市長 久住時男



乙

新潟県見附市市野坪町275番地  
見附管工事業協同組合  
理事長 清水久男



## 災害時の緊急情報放送に関する協定書

見附市長(以下「甲」という。)と株式会社エフエムラジオ新潟(以下「乙」という。)は、災害時の緊急情報放送について、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、見附市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、見附市民に迅速に災害情報及び防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もつて見附市民の安全確保に寄与することを目的とし、また、新潟県民に見附市の状況を正確かつ迅速に周知することも併せてその目的とする。

## (定義)

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂崩れ、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等の非常の状態をいう。
- (2)「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基き乙の行う、臨時の災害の発生及び防災に関する放送をいう。

## (緊急情報放送の要請)

第3条 甲は、住民への災害情報及び防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して緊急情報放送を行うことを要請するものとする。

- (1)緊急情報放送を要請する理由
- (2)緊急情報放送の内容
- (3)前2号に掲げるもののほか、必要な事項

## (放送の実施)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、放送の形式とその内容、時刻及び送信系統を自ら決定し、緊急情報放送を行うものとする。

## (災害情報の提供)

第5条 甲は、甲の要請により乙が緊急情報放送を行う場合においては、災害の規模、被害の状況、復旧の見通しその他の緊急情報放送に必要となる災害に関する情報を速やかに乙に提供するものとする。

## (連絡責任者等)

第6条 緊急情報放送の要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

- 2 連絡責任者を置いた場合及び連絡責任者に変更のあった場合は、そのつど相互に連絡する。
- 3 甲と乙の連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つ。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認める。

(緊急情報放送体制の解除)

第7条 甲又は乙が、緊急情報放送を実施するための体制を解除しても差し支えないと判断した場合は、互いに申入れを行い、双方合意のうえで文書をもって解除する。

(費用負担)

第8条 緊急情報放送の実施に当たり乙に必要となる費用の負担については、甲乙協議検討する。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議して定める。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも解約その他の申出がない場合は、同一条件で協定期間を更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年10月7日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長 久住 時 男



乙

新潟市幸西4丁目3番5号

株式会社 エフエムラジオ新潟

代表取締役社長 増村 勉

## 災害時における物資供給に関する基本協定

新潟県見附市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は地震・風水害その他の災害が発生し又は災害の発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して物資を、迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

## (協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

## (供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

## (調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

## (要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名と数量・規格等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## (物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2. 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

## (引渡し)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。甲は、災害時において乙が災害物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、乙が第4条に定めるすべての物資を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名捺印の上各1通を保有する。

平成18年2月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
甲 新潟県見附市長 久住 時男

新潟県新潟市清水4501番地1  
乙 NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢一

1. 災害時における対応可能な物資

大分類	主な品種
資材・機材等	発電機、水中ポンプ、エンジンポンプ、パキュームクリーナー、誘導灯、投光器、作業灯、ハロゲンライト、電エドラム、延長コード、バール、ヘルメット、防塵マスク、釘、針金、コースレッド、波板、塩ビパイプ、雨どい、単管パイプ、合板、2×4材、タルキ、杭呑、セメント、ブルーシート、ロープ、ガムテープ、布テープ、シール材、コーキング材、一輪車、台車、脚立、梯子、防風ネット、ダンボール箱
衣類等	軍手、ゴム手袋、長靴、雨合羽、ポケットコート、作業衣料(ズボン、ジャンパー)、下着(シャツ、パンツ、靴下)、Tシャツ、タオル、バスタオル、サンダル、スリッパ、リュック、ビニールかさ
日用品等	割箸、使捨て食器類、鍋、やかん、ナイフ、缶きり、お玉、しゃもじ、食器、ザル、ボール、ゴム手袋、ゴミ袋、たわし、ラップ、ホイール、食器洗剤、住居洗剤、トイレ洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、マスク、哺乳瓶、救急絆創膏、シャンプー、リンス、石鹸、歯磨き、歯ブラシ、ひげそり、バケツ、ホーキ、モップ、ブラシ、雑巾、チリトリ、洗車ブラシ、使い捨てライター、ローソク、マッチ、カイロ、蚊取り、殺虫剤、文房具、筆記用具、ホイッスル、インスタントカメラ
冷暖房機器等	石油ストーブ、灯油ポリ缶、灯油ポンプ、木炭コンロ、練炭コンロ、木炭、練炭、灯油、扇風機、ガソリン携行缶、水ポリ缶、コック付水缶
電気用品等	懐中電灯、ランタン、乾電池、ポケットラジオ、携帯用充電器、カセットコンロ、カセットボンベ、ガステーブル、炊飯器、ポット、延長コード、タップ
寝具・収納等	毛布、布団、枕、システム畳、カーペット、ゴザ、マット、寝袋・テント、キャンピングマット、ゴムボート、衣装ケース、収納ケース
トイレ関係等	ポータブルトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、車内トイレ
外回り関係	スコップ、竹ホーキ、レーキ、PC杓柄、清掃器、土のう袋、消石灰、ホースリール、ノズル、噴霧器、ジョーロ
その他ホームセンター取扱い商品	

(空白)



## 災害時の応援業務に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、見附市地域防災計画に基づき、見附市役所が見附建設業協同組合に対し、見附市地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する要請をするときの必要な事項について定めるものとする。

### (応援要請の窓口)

第2条 見附市(以下「甲」という。)及び見附建設業協同組合(以下「乙」という。)は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資材の提供及び斡旋
- (2) 見附市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (3) 見附市管理公共土木施設等における障害物の除去
- (4) 施設被害の応急対策工事
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

### (応援要請の種類)

第4条 甲は次の事項を明らかにして、とりあえず口頭または電話により要請を行ない、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の状況
- (4) その他必要な事項

### (費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が業務に要した費用は適正な基準に基づき、甲が負担するものとする。

### (損害の負担)

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行なわれるよう随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名ならびに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄および保有の状況
- (4) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成18年6月 日 から適用する。

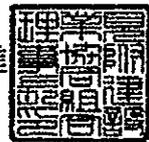
この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年6月15日

甲 見附市長 久住時



乙 見附建設業協同組合  
理事長 笹原進



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 有限会社 あおぞら （以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

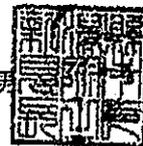
(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年12月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市  
見附市長 久住 時男



乙  
新潟県見附市庄川町852-1  
有限会社 あおぞら  
代表取締役 柳澤敏郎  
電話(0258)62-5505



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 株式会社生活サポーターふるまい（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2年 / 2月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時



乙 新潟県見附市本所1丁目25番52号

株式会社生活サポーターふるまい

代表取締役 柳澤秀樹



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社虹生苑（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行うことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

### （甲及び乙の責務）

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年6月13日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市長 久住時



乙 見附市名木野町2870番地2  
株式会社 虹 祐  
代表取締役 笹原進



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 特別養護老人ホーム フローラ 以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他、災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

### （甲及び乙の責務）

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

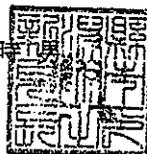
(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年5月4日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市長 久住 時



乙 新潟県見附市新幸町7番9号  
社会福祉法人 見附福祉会  
特別養護老人ホーム フロー  
施設長 若井 和



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と ~~基~~ 見附市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 12 月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



見附市学校町2丁目13番30号

乙 社会福祉法人見附市社会福祉協議会

会長 大原 敬之助



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と見附市介護老人保健施設ケアプラザ見附（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

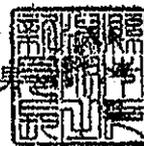
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 12 月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見 附 市

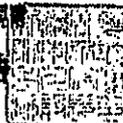
見 附 市 長 久 住 時 男



乙 新潟県見附市学校町2丁目13番50号

見附市介護老人保健施設ケアプラザ見附

施設長 遠 間 浩



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と**社会福祉法人見附福祉会**（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

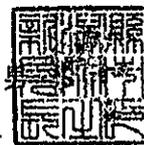
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月5日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時



乙 新潟県見附市学校町2丁目13番31号

社会福祉法人見附福祉会

理事長 清水 慶



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人人と緑の大地（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

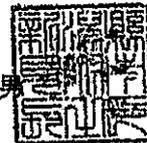
(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 / 2 月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市  
見附市長 久住 時男



乙 新潟県見附市田井町1715番地  
社会福祉法人 人と緑の大地  
理事長 笹原 進一



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

公益社団法人新潟県看護協会  
訪問看護ステーションみつけ

見附市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）

とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

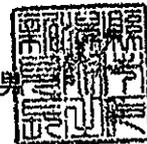
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月17日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男

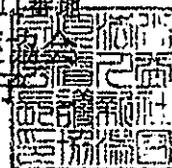


乙

新潟市中央区川岸町2丁目11番地

公益社団法人新潟県看護協会

会長 斎藤 有子



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 ウエルネス （以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 / 2 月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市  
見附市長 久住 時



〒954-0051 新潟県見附市本所1-25-70

乙 社会福祉法人ウエルネス  
理事長 佐野 守利



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と **社会福祉法人 悠 游**（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の資務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 1 年 1 月 1 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時



〒954-0111 新潟県見附市今町5-17-19

乙

社会福祉法人 悠 游  
理事長 太田 雪子



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と **株式会社 クレアメディコ**（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本誓2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月23日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



新潟県長岡市緑町1丁目38番地283

株式会社クレアメディコ

代表取締役 岡本 恒夫

乙



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 株式会社ワールドステイ（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。



(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

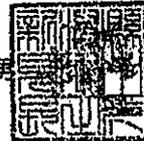
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年9月6日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



〒326-0831 栃木県足利市堀込町2462番地1

株式会社ワールドステ

代表取締役 岡田 隆



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と **株式会社 こままち**（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

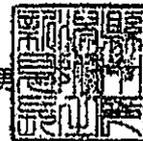
(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月19日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市  
見附市長 久住 時 男



乙 新潟県見附市市野坪町1230-2  
トミサビル東側3F  
株式会社 こままち  
代表取締役 大滝 多門



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と **有限会社たんぼぼ**（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 3年 3月 24日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



乙 〒954-0052 新潟県見附市学校町2丁目1番58号

有限会社たんぽぽ  
代表取締役 若杉尚子



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



東京都港区北青山二丁目7番13号  
プラセオ青山ビル

株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ

代表取締役 中川 清彦



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社 京日本福祉経営サービス（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月25日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



乙 新潟県新潟市江南区下早通柳田 2-2-17

株式会社 東日本福祉経営サービス

代表取締役 五十嵐 豊



## 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と、株式会社 みつけタクシ（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

### （対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

### （甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他災害対策上必要な事項の要請

### （乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

### （要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月17日

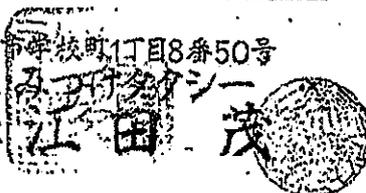
甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



新潟県見附市学校町1丁目8番50号  
株式会社 みるいずカシ  
代表取締役 江田 茂



20

## 災害時の応援業務に関する協定

### (趣 旨)

第1条 この協定は、見附市が社団法人新潟県農業土木技術協会に対し、見附市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

### (応援要請の窓口)

第2条 見附市長（以下「甲」という。）及び社団法人新潟県農業土木技術協会理事長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

### (応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 管内の農地・農業用施設等の被災状況の調査
- (2) 管内の農地・農業用施設等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

### (応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

### (協 力)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

### (費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- (1) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は平成20年8月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年8月8日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市長 久住 時男



乙 新潟県新潟市中央区東大通1丁目7番10号  
新潟セントラルビル4階  
社団法人 新潟県農業土木技術協会  
理事長 新保



## 災害時における見附市と郵便事業株式会社見附支店の 協力に関する協定書

見附市（以下「甲」という）、郵便事業株式会社見附支店（以下「乙」という）は、見附市の地域内に発生した地震その他災害時において、甲、乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲、乙は、見附市の地域内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱および救護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 収集した被災住民の避難先情報等の提供
- (3) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲、乙は、前条の規定による要請を受けた時は、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （経費の負担）

第4条 前2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議のうえ、負担すべき額を決定する

### （見附市災害対策本部への参加）

第5条 甲は、乙に対して見附市災害対策本部への職員の派遣を要請することができる。

### （災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲、乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

### （防災会議への参加）

第7条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議に出席する。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練に参加する。

(情報の交換)

第9条 甲、乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡担当者)

第10条 甲、乙は、協力に関する事項の連絡の円滑を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して生じた疑義については、甲乙両者が協議のうえ決定する。

(有効期間)

第12条 本協定は調印の日から施行し、甲または乙が文書をもって終了しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成20年 / 〇月 / 日

甲 見附市長 久住時男



乙 郵便事業株式会社  
見附支店

支店長 渡辺好英



## 災害時の応援業務に関する協定

### (趣 旨)

**第1条** この協定は、見附市地域防災計画に基づき、見附市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (応援要請)

**第2条** 甲は見附市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援要請することができるものとする。

### (要請に対する措置)

**第3条** 乙は前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

### (協力体制の整備改善)

**第4条** 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

### (要請手続)

**第5条** 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務の実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

### (費用の負担)

**第6条** 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、平成20年10月30日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から、この協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年10月30日

甲 見附市昭和町 2-1-1  
見附市長 久住 時



乙 新潟市中央区白山浦 1-621-22  
社団法人新潟県測量設計業協会  
会長 古川 征夫



## 災害時の応援業務に関する協定

### (趣 旨)

**第1条** この協定は、見附市地域防災計画に基づき、見附市（以下「甲」という。）と社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部（以下「乙」という。）との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (応援要請)

**第2条** 甲は、見附市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援要請することができるものとする。

### (要請に対する措置)

**第3条** 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

### (協力体制の整備改善)

**第4条** 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

### (要請手続)

**第5条** 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

### (費用の負担)

**第6条** 甲の要請により、乙の会員が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、平成20年11月17日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方からの意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年11月17日

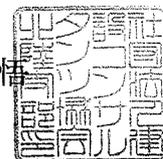
甲 見附市

見附市長 久住 時 男



乙 社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部

支部長 花市 顕 博





災害時の協力に関する協定書

見附市（以下「甲」と言う。）と東北電力株式会社長岡営業所（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活を維持し、その安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（甲の災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は甲からの要請を待つことなく、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を行うものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

3 乙の地中線に被害が発生した場合、甲の道路敷等に仮設の電柱を建柱し早期復旧を図るものとする。

（電力復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

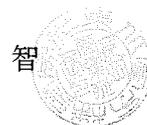
この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 22年 8月 5日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市長 久住時男



乙 長岡市城内町3丁目1番地  
東北電力株式会社  
長岡営業所長 砂子田 智



## 災害時におけるLPガス供給に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県エルピーガス協会長岡支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、LPガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

### （LPガス供給の協力要請）

第3条 災害時において甲がLPガスを必要としたときは、甲は乙に対し、LPガスの供給について要請することができる。

### （LPガス供給の確保）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガスの供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

### （LPガスの供給）

第5条 甲が乙に要請する災害時のLPガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

### （LPガス供給の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(対価及び費用)

第7条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給したLPガスの対価については甲が負担するものとする。

(指定避難所一覧の提出)

第8条 この協定の実施に際し、災害時に効率よく、且つ迅速にLPガス供給ができるよう、甲は乙に対し、当該地域の指定避難所の一覧を提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成23年 1月11日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長 久住 時男



乙 新潟県長岡市寺泊片町7761番地

社団法人新潟県エルピーガス協会 長岡支部

支部長 解良 徳三郎



## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、見附市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 見附市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 見附市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・道路・公園・下水道等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 3月 1日

甲) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1  
新潟美咲合同庁舎1号館  
国土交通省  
北陸地方整備局長

前川 秀和



乙) 見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市長

久住 時男



## 災害時における物資供給に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

### （供給物資）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱いする調達可能な物資とする。

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

### （費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 7月 1日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市  
見附市長 久住時男



乙 東京都中央区日本橋3丁目12番2号  
株式会社 アクティオ  
代表取締役 小沼光雄



## 災害時における緊急情報放送に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と長岡移動電話システム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急情報放送に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、本市域に密着した緊急の放送を通じて、迅速に災害情報および防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雨その他異常な自然現象または大規模な火災などの非常の状態をいう。
- (2) 「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき、乙の行う臨時の災害の発生および防災に関する報道をいう。

### （緊急情報の実施）

第3条 甲は、必要があると判断したときには、乙に対し、緊急情報放送の実施を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書による

3 乙は、甲の要請に基づき、速やかに緊急情報放送を行うものとする。

### （緊急情報放送の内容）

第4条 甲は、緊急情報放送の内容を決定する場合は、住民ニーズを的確に反映させたものとするよう努めなければならない。

2 乙は、緊急情報放送を行う場合は、地域に密着したコミュニティー放送局としての理念に基づき放送を行うよう努めなければならない。

### （費用の負担）

第5条 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、長期間に及ぶ場合は別途協議するものとする。

### （協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議し定めるものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも解約その他の申し出がない場合は、同一条件で協定期間をさらに1年間延長できるものとし、以後この例による。

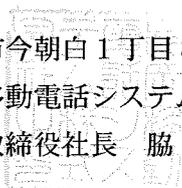
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市長 久住 時 男



乙 長岡市今朝白1丁目8番18号  
長岡移動電話システム株式会社  
代表取締役社長 脇 屋 雄 介



## 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と株式会社ひまわり食品（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な食糧等物資（以下「食糧等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産を守るため、食糧等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、食糧等を必要とする場合は、乙に対し食糧等の供給を要請することができるものとする。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村から食糧等の調達の斡旋を要請された場合
- （3）その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

### （供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、食糧等の優先的な供給及び運搬に努めるものとする。

### （供給対象食糧等の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する食糧等の範囲は、乙の取り扱っている商品とする。

### （食糧等の引渡し）

第5条 食糧等の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が内容及び数量等を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

- 2 食糧等の引渡し場所までの運搬は、乙及び乙の指定する者が行うものとする。  
なお、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。
- 3 乙は甲に対する食糧等の引渡し完了したときは、その設置状況等について、甲へ文書をもって報告するものとする。

### （食糧等の価格）

第6条 食糧等の取引価格は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定するものとする。

### （代価及び費用の負担）

第7条 第2条の規定により乙が供給した食糧等の代価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代価及び費用の支払い)

第8条 前条の規定による代価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代価及び費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 3月 / 日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
甲 新潟県見附市  
見附市長 久住 時男



乙 新潟県見附市新幸町2番8号  
株式会社 ひまわり食品  
代表取締役 高野と志子



## 災害時における緊急輸送協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と有限会社ひまわり観光（以下「乙」という。）は、地震、風水害及び原子力災害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）における被災者等の避難輸送及び甲の救助計画に従事する者の移送（以下「緊急輸送」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産を守るため、緊急輸送に関する事項について定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、緊急輸送を必要とする場合は、乙に対し緊急輸送の協力を要請することができるものとする。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村から緊急輸送の斡旋を要請された場合
- （3）その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

### （緊急輸送の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

### （災害時の情報提供）

第4条 甲及び乙は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

### （職員の同乗）

第5条 甲は、必要があると認めたときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させるものとする。

### （業務の報告）

第6条 乙は、第3条の規定による緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに甲へ報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 第3条の規定により、乙が協力を要した経費は、甲が負担するものとする。

### （費用の支払い）

第8条 前条の規定による費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月1日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
甲 新潟県見附市  
見附市長 久住 時男



新潟県見附市今町7丁目12番1号  
乙 有限会社ひまわり観光  
代表取締役 岡部 高夫



## 災害時における畳の供給に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な畳の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する畳を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要な畳の数量、受領の日時及び場所等を明示し、乙に供給を要請するものとする。

- (1) 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - (2) その他市長が特に必要と認めた場合
- 2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

### （供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の供給に努めるものとする。

- 2 次に掲げる作業については甲乙協議の上、協力して行うものとする。
- (1) 避難所等までの畳の輸送
  - (2) 利用後の畳の処理

### （費用の負担）

第4条 乙が甲に供給する畳に係る費用は無償とし、その他畳の供給に当たり生じる費用は甲乙協議して定める。

### （情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。

- 2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### （訓練への参加）

第7条 乙はこの協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
甲 新潟県見附市

見附市長

久住 博典



神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号  
乙 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

事務局長・発起人

前田 敏康



《見附市との連絡窓口》

有限会社 宮島豊産業

見附市新町3丁目1番42号

電話0258-62-1245 (連絡責任者 宮島一弘)

## 災害時における避難所物資等の供給協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と原山化成工業(株)（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な避難所物資（発泡スチロール等）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する発泡スチロール等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

### (協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、避難所開設の際に発泡スチロール等を必要とする場合は、乙に対し供給を要請することができるものとする。

- (1) 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村からを要請された場合
- (3) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

### (供給の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、発泡スチロール等の優先的な供給及び運搬に努めるものとする。

### (供給対象の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する発泡スチロール等の範囲は、乙の取り扱っている商品とする。

### (発泡スチロール等の引渡し)

第5条 引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が内容及び数量等を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 引渡し場所までの運搬は、乙及び乙の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

3 乙は甲に対する引渡し完了したときは、その設置状況等について、甲へ文書をもって報告するものとする。

### (発泡スチロール等の価格)

第6条 取引価格は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定するものとする。

### (代価及び費用の負担)

第7条 第2条の規定により乙が供給した代価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代価及び費用の支払い)

第8条 前条の規定による代価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。  
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代価及び費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙はこの協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。  
2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

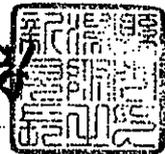
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
甲 新潟県見附市

見附市長

久住 時男



新潟県見附市本町1丁目1番37号  
乙 原山化成工業(株)

代表取締役

原山 義史



## 災害時における避難所物資等の供給協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と榑矢沢ダンボール（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な避難所物資（段ボール等）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する段ボール等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

### (協力の要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、避難所開設の際に段ボール等を必要とする場合は、乙に対し供給を要請することができるものとする。

- (1) 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村からを要請された場合
- (3) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

### (供給の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、段ボール等の優先的な供給及び運搬に努めるものとする。

### (供給対象の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する段ボール等の範囲は、乙の取り扱っている商品とする。

### (段ボール等の引渡し)

第5条 引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が内容及び数量等を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 引渡し場所までの運搬は、乙及び乙の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

3 乙は甲に対する引渡しが完了したときは、その設置状況等について、甲へ文書をもって報告するものとする。

### (段ボール等の価格)

第6条 取引価格は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定するものとする。

### (代価及び費用の負担)

第7条 第2条の規定により乙が供給した代価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代価及び費用の支払い)

第8条 前条の規定による代価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。  
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代価及び費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙はこの協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。  
2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
甲 新潟県見附市  
見附市長 久住 時男



新潟県見附市今町4丁目13番31号  
乙 (株)矢沢ダンボール  
代表取締役 矢沢 新



## 災害時における要配慮者用災害食の供給協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と有限会社エコ・ライス新潟（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な要配慮者用災害食の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時において、食事制限が必要な者に対して非常食の提供が可能となるよう、乙が甲に対して行う要配慮者用災害食の調達について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「要配慮者用災害食」とは、次に掲げる加工食品をいう。

- (1) 越後そだちの新潟「はんぶん米」
- (2) 自然がゆ「越」シリーズ
- (3) 「米粉のクッキー」シリーズ
- (3) 前各号に掲げるもののほか、乙が所有する加工品等で甲が指定するもの

### (協力の要請)

第3条 甲は、次に掲げる場合において、要配慮者用災害食の調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

- (1) 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村から食糧等の調達の斡旋を要請された場合
- (3) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

### (要請に対する措置)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### (物資の供給方法)

第5条 甲は、必要がある場合には、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

### (物資の納入方法)

第6条 乙は、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

- 2 甲は、乙が物資の搬入を行うときは、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。
- 3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

### (物資の価格)

第7条 物資の取引価格は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定するものとする。

### (代価及び費用の負担)

第8条 第3条の規定により乙が供給した食糧等の代価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代価及び費用の支払い)

第9条 前条の規定による代価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代価及び費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙はこの協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(訓練への参加)

第11条 乙はこの協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(被災による制限)

第12条 乙は、地震、風水害その他災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、防災活動協力及び物資提供の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
甲 新潟県見附市

見附市長

久保野 勇  


新潟県長岡市脇川新田町970番100  
乙 有限会社エコ・ライス新潟

代表取締役

阿部信行  


## 見附市における防災・減災対策等に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、見附市における防災・減災対策等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市における地域防災力の向上を始めとする防災・減災対策等の推進を図るため、甲の要請により乙が行う協力の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を乙に対して要請できるものとし、乙は、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

（1）防災・災害対策に関すること

（2）その他、地方創生に資する取組に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、協力内容の詳細は、甲及び乙が協議し、合意の上で決定するものとする。

3 乙は、甲との協議により乙の関係会社に協力を実施させることができる。

### （協力の要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力の要請を原則として文書により行うものとする。

2 甲は、乙が協力を実施した場合は、文書によりその報告を求めることができる。

### （費用の負担）

第4条 乙は、協力の実施に要した費用を負担するものとする。ただし、これにより難しいときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

### （連絡責任者）

第5条 甲及び乙はこの協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業に実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また、この協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手先の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
甲 新潟県見附市

見附市長

久住 晴男



新潟県長岡市台町2-1-15 原ビル  
乙 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

長岡支店支店長

高木 孝幸



## 災害時における応援業務に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と「株式会社MEATUS（ミータス）」（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲の要請に応じ、乙が災害応援対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、見附市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応援対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援要請ができるものとする。

### （要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとし、安全確認等に充分留意し、乙の判断により行うものとする。

- (1) 空撮写真及びVTR撮影による被災状況調査
- (2) その他市長が特に必要と認めた場合による応援業務

### （要請の手続）

第4条 甲は、第2条に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

### （協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲の要請により災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとし、その他生じた費用は甲乙協議して定める。

### （情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

### （連絡責任者）

第8条 甲及び乙はこの協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡

先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(訓練への参加)

第9条 乙はこの協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとし、訓練の参加によって生じる費用は甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

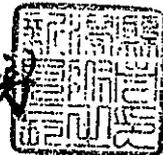
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
甲 新潟県見附市

見附市長

久江博男



新潟県見附市新幸町2-12  
乙 (株)MEATUS (ミータス)

代表取締役

田中宣成



## 見附市の地域防災力向上に関する連携協定

見附市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社長岡支店（以下「乙」という。）は、見附市における大規模災害に備えた地域防災力の向上を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲乙相互の密接な連携及び協力により、大規模災害に備える見附市民や企業の地域防災力の向上を図ることを目的とし、本協定に定める業務の適正かつ円滑な遂行のために必要な事項を定める。

### （協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号にかかげる事項について連携及び協力して取り組むものとし、甲が乙に協力を要請した場合には、乙は自らの業務に支障のない範囲、関連法規に抵触しない範囲でこれに応じる。

- （1）災害時におけるドローンによる情報収集に関すること
- （2）甲が行う防災訓練をはじめとする各種防災事業に関すること
- （3）市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること
- （4）地震保険等に関する情報提供に関すること
- （5）その他防災、減災及び災害対応における相互協力に関すること

2 前各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するため相互に協力が必要な場合は、原則として文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

### （費用の負担）

第4条 甲及び乙が第2条の規定により協力を行うために要する費用については、双方協議の上決定する。

### （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、本協定の円滑な実施を図るため、協定締結後速やかに連絡責任者を定め、文書により相手方に報告するものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があった場合についても、速やかに相手方に報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、管理を徹底するとともに、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用せず、また、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 前項の情報は第三者に公表し、又は漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし有効期間満了の1か月までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容でさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年3月14日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

甲 新潟県見附市

見附市長

久住 将 亮 

新潟県長岡市殿町2丁目4番地1

乙 損害保険ジャパン日本興亜株式会社長岡支店

長岡支店長

大磯 崇 雄 

## 災害時における消防水の確保に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と長岡地区生コン事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時必要な消防水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において火災等により災害が発生した場合に、甲が乙に行う消防水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、消防水の供給を必要とする事態が生じた場合は、乙に対してミキサー車による消防水の供給の協力要請を行うことができる。

### （供給の協力）

第3条 乙は、協力要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、消防水の供給の協力を行うものとする。

### （協力要請の方法）

第4条 消防水の供給の協力要請は、甲が乙に対し、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 消防水の取水場所及び供給場所
- (3) 必要とする車両数

### （供給協力の決定通知等）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、速やかに出動の可否を決定し、甲に対して出動の可否及び出動できる車両数を通知するとともに、指定された場所にミキサー車を出動させるものとする。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づく消防水の供給に要した経費の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （損害の負担）

第7条 要請業務の実施にともない損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙は、協力に関する事項の円滑を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(協議)

第9条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

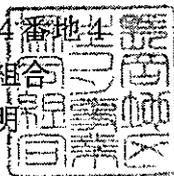
この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月29日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目  
見附市長 久住 時 男



乙 新潟県長岡市新産4丁目4番地  
長岡地区生コン事業協同組  
理事長 木津 信 明



## 災害時における消防水の確保に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と大湊コンクリート工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時必要な消防水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市内において火災等により災害が発生した場合に、甲が乙に行う消防水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、消防水の供給を必要とする事態が生じた場合は、乙に対してミキサー車による消防水の供給の協力要請を行うことができる。

### （供給の協力）

第3条 乙は、協力要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、消防水の供給の協力を行うものとする。

### （協力要請の方法）

第4条 消防水の供給の協力要請は、甲が乙に対し、次の事項を明確にして行うものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 消防水の取水場所及び供給場所
- （3） 必要とする車両数

### （供給協力の決定通知等）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、速やかに出動の可否を決定し、甲に対して出動の可否及び出動できる車両数を通知するとともに、指定された場所にミキサー車を出動させるものとする。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づく消防水の供給に要した経費の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （損害の負担）

第7条 要請業務の実施にともない損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙は、協力に関する事項の円滑を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(協議)

第9条 この協定の定めがない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月29日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市長 久住 時 男 

乙 新潟県見附市下関町100番地  
大湊コンクリート工業株式会社  
代表取締役 大湊 金 男 

## 地域における協力に関する協定

見附市（以下「甲」という。）は、日本郵便株式会社見附郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、見附市民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の内容）

第2条 乙は、見附市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、情報を提供する場合には、甲が指定する部署に連絡するものとする。

- (1) 道路の異状を発見した場合
- (2) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

### （免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

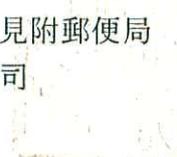
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年8月1日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市長 久住 時男



乙 新潟県見附市学校町1-7-38  
日本郵便株式会社 見附郵便局  
郵便局長 立浪 隆司





## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### （定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、見附市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、見附市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

### （地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

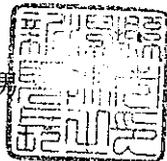
第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 31年1月22日

甲) 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
新潟県見附市

見附市長 久住時 男



乙) 新潟県新潟市中央区東大通2丁目4番10号  
株式会社ゼンリン 新潟営業所

所長 小林 光晴



## 災害に係る情報発信等に関する協定

見附市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、見附市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、見附市が見附市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ見附市の行政機能の低下を軽減させるため、見附市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、見附市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、見附市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、見附市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 見附市が、見附市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 見附市が、見附市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 見附市が、災害発生時の見附市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 見附市が、見附市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 見附市が、見附市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 見附市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、見附市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく見附市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、見附市から提供を受ける情報について、見附市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、見附市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、見附市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、見附市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年5月20日

見附市：新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

新潟県見附市

見附市長 久住 時 男



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎



## 災害時におけるガス供給に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と北陸ガス株式会社長岡供給センター（以下「乙」という。）は、災害時におけるガス供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震等の災害発生に伴い、大規模なガス供給停止等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活を維持し、その安全を確保するためにガス供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

### （災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模地震等が発生した場合、ガス供給停止、ガス漏えい状況等の情報を甲に提供するものとする。

### （甲の災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震等の災害により大規模なガス供給停止やガス漏えい等が発生、あるいは発生のおそれがあり、甲の要請があった場合又は、乙が必要と判断した場合には、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり必要に応じ各種調整を行うものとする。

### （ガス供給設備の復旧）

第4条 災害により大規模なガス供給停止が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内的の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等へのガス供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

### （ガス復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路通行不能となり、乙の復旧作業に支障をきたした場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

### （資機材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙のガス復旧作業に必要な人員を收容するための施設、資機材置場、駐車場等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

### （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時 男



乙 新潟県長岡市西神田町2丁目1番地2

北陸ガス株式会社 長岡供給センター

長岡供給センター 田中 聡



## 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

見附市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、見附市の災害に備え、甲が見附市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、見附市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月5日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
新潟県見附市  
見附市長 久住 時 男



乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3  
住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン  
代表取締役 河野 剛進





## 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙27まで）（以下、乙1から乙27までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

## （技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成など甲又は乙及び丙間で協議し、必要とされる業務とする。

## （技術支援協力の要請）

第4条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条の規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

- 2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。
- 3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により決定し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。
- 4 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

## （委託契約の締結及び費用）

- 第5条 甲及び乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。
- 2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。
- 3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。
- 4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

## （業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

## （報告）

第7条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

## （広域の被災）

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

## （労災及び損害補償）

- 第9条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険より適用するものとする。
- 2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。
- 3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。
- 4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

## （事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部とする。
- (3) 甲、乙及び丙の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

## （情報の保護）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

## （合同訓練）

- 第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
- 2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

## （協定の有効期間）

- 第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和4年3月31日までとする。
- 2 協定の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後も同様とする。

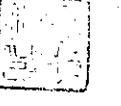
## （補則）

- 第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。
- 2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年3月8日

甲	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	新潟県知事	花角 英典	
乙1	新潟県長岡市大手通1丁目4番地10	長岡市長	磯田 達伸	
乙2	新潟県三条市旭町2丁目3番1号	三条市長	滝沢 勇	
乙3	新潟県柏崎市日石町2番1号	柏崎市長	櫻井 雅浩	
乙4	新潟県新発田市中央町3丁目3番3号	新発田市長	二階堂 雅	
乙5	新潟県小千谷市城内2丁目7番5号	小千谷市長	大塚 昇	
乙6	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号	加茂市長	藤田 明美	
乙7	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地	十日町市長	関口 芳史	

乙8	新潟県見附市昭和町2丁目1番1号	見附市長	久住 時男	
乙9	新潟県村上市三之町1番1号	村上市長	高橋 邦秀	
乙10	新潟県燕市吉田西太田1934番地	燕市長	鈴木 力	
乙11	新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号	糸魚川市長	米田 徹	
乙12	新潟県妙高市栄町5番1号	妙高市長	入村 明	
乙13	新潟県五泉市太田1094番地1	五泉市長	伊藤 勝美	
乙14	新潟県上越市木田1丁目1番3号	上越市長	村山 秀孝	
乙15	新潟県阿賀野市岡山町10番15号	阿賀野市長	田中 清善	

乙16 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長

渡辺 竜三



乙17 新潟県魚沼市小出島788番地

魚沼市長

内田 幹夫



乙18 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長

林 茂男



乙19 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市長

井畑 明彦



乙20 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町長

西脇 道夫



乙21 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村長

小林 豊彦



乙22 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

田上町長

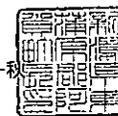
佐野 恒雄



乙23 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町長

神田 一秋



乙24 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長

小林 則幸



乙25 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町長

田村 正幸



乙26 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町長

桑原 悠



乙27 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長

加藤 弘



丙 愛知県名古屋市中区錦1-8-6  
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

中部支部長

上田 直和



## 8-56

### 災害時ににおける下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙27までを総称して「乙」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関する協定、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

#### （復旧支援協力の要請等）

第2条 甲及び乙は、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡回、調査、補修、点検、調査、補修及び修繕）
- (2) その他甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協定内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれにより妨がたいときは、甲又は乙自ら電話等により丙の事務局へ要請することができる。この場合は事後において書面を出すものとする。

#### （復旧支援の実施）

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって支援協力を行うものとする。

- 2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

#### （費用）

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

#### （報告）

第5条 丙は、甲及び乙の要請等により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、甲及び乙の要請等により行っている復旧支援協力の業務中に適宜報告を行うものとする。

- 3 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。要請があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

#### （下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDFデータの電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、速宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

- 2 丙は、甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しななければならない。

#### （下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援活動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援活動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

#### （情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

#### （広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

#### （事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理協会中部支部新潟県支部とする。
- (3) その他の連絡窓口については、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡窓口に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

#### （合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に際し、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前条項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

- 3 第1項の合同訓練を実施する場合は、第7条の規定を準用する。

#### （協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定の終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

- 2 甲又は乙が丙が過去に締結した災害時ににおける下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定は、この協定の締結に伴い、本協定の締結日から廃止する。

#### （その他）

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。

- 2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を中止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定の写しをもって本協定の証とする。

令和3年 月 日

乙8 新潟県長岡市昭和町2丁目1番1号  
 久住 晴男  
 見附市長

乙9 新潟県村上市三之町1番1号  
 高橋 邦彦  
 村上市市長

乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地  
 燕市長  
 鈴木 力

乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号  
 米田 敏  
 糸魚川市長

乙12 新潟県妙高市米町5番1号  
 入初 明  
 妙高市長

乙13 新潟県五泉市太田1094番地1  
 伊藤 勝泰  
 五泉市長

乙14 新潟県上越市木田1丁目1番3号  
 村山 秀幸  
 上越市長

乙15 新潟県阿賀野市岡山町10番15号  
 田中 清吾  
 阿賀野市長

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
 花角 英一  
 新潟県知事

乙1 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10  
 磯田 謙伸  
 長岡市長

乙2 新潟県三条市旭町2丁目3番1号  
 滝沢 亮  
 三条市長

乙3 新潟県柏崎市日石町2番1号  
 櫻井 雅博  
 柏崎市長

乙4 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号  
 二階堂 壽  
 新発田市長

乙5 新潟県小千谷市麻内2丁目7番5号  
 大塚 昇一  
 小千谷市長

乙6 新潟県加茂市奉町2丁目3番5号  
 藤田 明美  
 加茂市長

乙7 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地  
 関口 秀史  
 十日町市長

乙16 新潟県佐渡市千種232番地



佐渡市長 渡辺 竜司

乙17 新潟県魚沼市小出島788番地



魚沼市長 内田 幹夫

乙18 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

乙19 新潟県胎内市新和町2番10号



胎内市長 井畑 明雄

乙20 新潟県北蒲原郡聖籠町大字瀬訪山1635番地4

聖籠町長 西脇 適夫

乙21 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地



弥彦村長 小林 豊彦

乙22 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地



田上町長 佐野 恒雄

乙23 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地



阿賀町長 神田 一秋

乙24 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地



出雲崎町長 小林 則幸

乙25 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地



湯沢町長 田村 正幸

乙26 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡成585番地



津南町長 桑原 悠

乙27 新潟県岩船郡関川村大字下岡912番地



関川村長 加藤 誠

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会



会長 長谷川 健司

「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と一般社団法人助けあいジャパン（以下「乙」という。）は、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」（以下「本件トイレ」という。）の派遣協力等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時における本件トイレの派遣要請及び派遣協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第2条 甲は、本件トイレの派遣要請及び設置協力を行うにあたり、別紙に掲げる事項を事前に届けるものとする。（別紙 災害派遣ガイドライン「トイレ派遣に関する事前設定事項」の登録）

（要請）

第3条 甲は、本件トイレの派遣要請をする必要が生じたときは、乙に本件トイレの派遣要請をするものとする。

- 2 乙は、前項による要請を受けたときには、本件トイレを所有する自治体に情報を共有するとともに、派遣について調整を行うものとする。
- 3 甲は、前項による派遣の調整の結果に基づき、派遣協力側自治体に対し、ファクシミリ、電話又は電信により派遣要請を行い、後日、遅滞なく文書により通知するものとする。

（協力）

第4条 甲は、本件トイレの派遣要請を受けたときは、速かに当該派遣要請に応じて、指定された場所に本件トイレの派遣を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、別に災害協定を締結する自治体へ本件トイレを派遣する必要がある等やむを得ない理由で乙の派遣要請に応じることができないときは、速かにその旨を乙に通知する。
- 3 第1項の派遣に係る経費の負担については、別に定める。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和3年11月22日

甲 新潟県見附市昭和町 2-1-1

新潟県見附市  
見附市長 久住 時男



乙 東京都大田区田園調布 4-44-14

一般社団法人助けあいジャパン  
代表 石川 淳哉



## 災害時における法律相談業務に関する協定

見附市（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という）とは、見附市内で地震、風水害その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。）が発生した場合（以下「災害時」という）において、被災者に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

## （支援の要請）

第1条 甲は、災害時において、乙に対して、法律相談会の開催を要請することができる。

- 2 諸般の事情から、乙において緊急に法律相談を行う必要を認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときは、甲は必要な調整を行うものとする。

## （相談担当者の連絡）

第2条 乙は、前条記載の法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。但し、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

- 2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。但し、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

## （相談場所の確保及び広報）

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。但し、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うこともできる。

## （報告）

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、相談内容の概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

## （費用負担）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、被災者が費用負担しないことを相互に確認する。

- 2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や担当窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

令和3年6月1日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長

久住 晴男

乙 新潟市中央区学校町通1番町1番地

新潟県弁護士会

会長

若槻 良宏

## 水害時における施設の相互利用に関する協定

長岡市及び見附市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法第61条の4に基づき協議に先立ち、協定市の住民が協定市の境界を越えて行う避難（以下「広域避難」という。）における施設の相互利用について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、円滑な広域避難を図るため、信濃川又は刈谷田川流域で水害が発生し、又は発生するおそれがあり、浸水想定区域の住民に対して避難に係る情報を発令する場合において、協定市相互の協力要請に基づき、協定市の所管する施設を相互利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （広域避難施設）

第2条 協定市が避難場所として相互利用することができる施設（以下「広域避難施設」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

## （利用の協力要請）

第3条 協定市は、前条に規定する広域避難施設のうち、広域避難のために必要と認める施設について、当該施設を所管する市（以下「施設所管市」という。）に対して利用の協力を要請するものとする。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、書面により要請する時間的余裕がないときは、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

## （利用の承認）

第4条 施設所管市は、前条第1項に規定する要請を受けたときは、利用することの可否について、施設毎に速やかに検討するものとする。

2 施設所管市は、利用可能と認めるときは、別記第2号様式により承認するものとする。ただし、書面により承認する時間的余裕がないときは、電話等により承認し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 施設所管市は、前条第1項の要請を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、広域避難施設としての利用に協力するものとする。

## （利用の終了）

第5条 協定市は、広域避難の必要がなくなつたと判断したときは、施設所管市に対して広域避難施設の利用の終了を書面により通知するものとする。

2 協定市は、広域避難施設の利用を終了するときは、利用した施設を原状に復し、施設所管市の確認を受けるものとする。

(災害時の情報共有)

第6条 協定市は、広域避難に関し、次に掲げる情報を適宜共有する。

- (1) 広域避難に関する避難情報等の発令状況
- (2) 広域避難施設の利用状況
- (3) 広域避難施設への職員の配置状況
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(費用の負担)

第7条 広域避難施設の利用は無償とする。

- 2 広域避難施設の利用に関して、次に掲げる費用が発生する場合は、第3条第1項の協力要請を行った市（以下「要請市」という。）が負担するものとする。
  - (1) 施設の消耗品の補充に要する経費
  - (2) 施設の消毒に要する経費
  - (3) 前各号に定めるもののほか施設の利用に要するもので協定市による協議に基づき別に定めた費用
- 3 前項の費用の支払い方法等は、別に定めるものとする。

(利用に関する責任)

- 第8条 広域避難施設の利用において、要請市は、その責任に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、要請市の責任において処理解決に当たるものとする。
- 2 施設所管市は、その責任に帰すべき事由によるものを除き、この協定に基づく施設の利用がなされたことによる事故等の責任を負わないものとする。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、災害対策基本法に定める広域避難を所管する部署の担当課長とする。また、水害時における連絡体制を整え、毎年度更新する。

(平常時の活動)

第10条 協定市は、この協定に基づく広域避難が円滑に行われるよう、必要に応じ、平時から情報交換を行うとともに、住民の理解が得られるよう広域避難に関する内容について周知を図るものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに協定市のいずれかから協定の解除又は変更の申出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(疑義等)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、協定市による協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市による記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年5月31日

長岡市

長岡市長 磯田 達 伸



見附市

見附市長 稲田 亮



## 災害時における施設利用に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、見附市内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

## （協力内容）

第2条 乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム 見附店
所 在 地	新潟県見附市上新田町133番地
店 舗 責 任 者	ストアマネジャー
構 造 等	木造構造
店 舗 開 店 日	平成13年3月25日
一時避難場所及び救援活動拠点	別添区画図に示す駐車場のうち、店舗の利用客等が使用していない区画
使用可能施設	トイレ、水道施設他

- 2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。
- (1) 乙の施設の駐車場の一部を、一時避難場所及び救援活動拠点として甲に提供すること。
  - (2) 甲に対し、乙のトイレ等の施設を可能な範囲で提供すること。
- 3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所及び救援活動拠点の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

## （要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

## （協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定に基づき可能な範囲で協力を努めるものとする。

## （施設の利用等）

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

## （施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

## （避難者の誘導）

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

## （費用負担）

第8条 災害時における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難者が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合には、甲が原状回復を行うものとする。ただし、原因者が不明なときは、甲乙協議の上、費用負担について取り決めるものとする。

3 乙は、甲に対して、甲がこの協定に基づき当該施設を利用することによる営業上の損失補償は求めないものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、第3条の協力要請をした日から7日以内とする。ただし、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

2 連絡担当者名簿は、毎年1回更新するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定に基づき乙の施設を使用する避難者及び甲の職員による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 8月 2日

甲 新潟県見附市昭和町2-1-1

見附市  
見附市長

田 稔



乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社 ダイナム  
代表取締役

保坂 明



## 災害時における応急対策業務に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、見附市内で災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙及び丙が実施する応急対策業務に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

## （業務の内容）

第2条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する道路や公園、墓地、学校等において、転倒し又は残置された石造物（石碑・墓石等）や土砂等の撤去・集積・復旧等
- (2) 応急対策活動に必要な資材の提供
- (3) 被害情報等の収集及び報告
- (4) 石材構造物の被害に関する市民及び市内法人等からの問合せ対応
- (5) その他、甲が乙に協力を要請する業務で乙が実施可能なもの

## （業務の要請）

第3条 甲は、第2条に定める業務について必要に応じて乙に対して「災害時の応急対策業務要請書」（様式第1号）により要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

乙は、甲から業務の要請があった場合、丙が作成した災害対策マニュアルに基づき、業務を実施するものとする。

## （相互協力体制）

第4条 乙は、支援業務の実施に要する人員等が不足する場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

2 丙は、乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

## （業務の報告）

第5条 乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務の完了後は、速やかに、その内容を「災害時の応急対策業務報告書」（様式第2号）により報告するものとする。

## （費用の負担）

第6条 第2条第1号の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 第2条第3号の費用については、無償とする。

3 第2条第2号及び第4号に基づいた業務の費用負担については、内容に応じて甲乙協議の上、決定する。

4 甲が負担する費用については、災害発生前における適正な費用を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 前条に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 乙が、業務の実施に際し、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその賠償の責を負うものとする。

2 乙が業務の実施に際し、乙の責に帰さない事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況等を文書により甲に報告し、その処置は、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 第4条の規定に基づき丙が業務を行った場合、前二項の規定を丙に準用する。

(災害補償)

第9条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責任を負わないものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、連絡責任者の変更があった場合は、相手方の連絡責任者に対し、速やかにその旨を伝達するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙及び丙は、この協定に基づき実施する業務上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り1年間自動的に更新され、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 6年 2月19日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

新潟県見附市

見附市長

菅田 亮

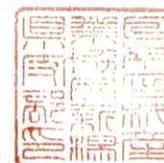


乙 新潟県長岡市村松町2354番地

一般社団法人 日本石材産業協会 新潟県支部

支部長

林 敏雄



丙 東京都千代田区神田多町2丁目9番地 日計ビル2階

一般社団法人 日本石材産業協会

会長

木下 浩介



## 防災パートナーシップに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送（以下「乙」という。）は、災害時等における防災パートナーシップに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が災害の発生時または発生のおそれがある場合に連携して防災情報を発信すること、ならびに平時から防災・減災活動に協力して取り組むことにより、住民の安全確保や防災意識の向上に寄与することを目的とする。

## （緊急時の情報伝達の要請）

第2条 甲は、避難情報等の住民への情報提供について、急を要すると判断した場合は、乙に対し、テレビやラジオ、インターネット等による情報伝達を要請することができる。

## （災害情報の提供）

第3条 甲は、乙の要請に基づき、災害の規模や被害の状況、避難所の開設及び復旧の見通しなど、災害に関する情報を乙に対し、可能な範囲で提供しよう努める。

2 甲は、乙の要請に基づき、災害発生時の状況や被害規模などを把握する担当者が、電話などの通信手段により、可能な範囲で協力しよう努める。

## （災害情報の伝達）

第4条 乙は、災害の発生時又は発生のおそれがある場合は、甲の要請に基づき、提供を受けた防災情報について、テレビやラジオ、インターネット等を通じ、市民への速やかな情報伝達に努める。

2 乙は、伝達の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、住民に対して災害情報の伝達を行う。

## （平常時の連携）

第5条 甲及び乙は、防災のため使用する目的で、被災の映像や写真、画像データ等の提供を互いに要請することができる。要請があった場合は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲で提供する。

2 甲は、市民を対象に防災に関する学習会等を開催する場合、乙に協力を要請することができる。乙は講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

(費用負担等)

第6条 本協定に基づく甲乙それぞれの対応に掛かる費用は、各自が負担するものとする。

(連絡担当者)

第7条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲及び乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第8条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

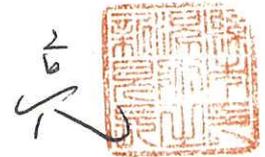
令和 6年 2月20日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

甲 新潟県見附市

見附市長

樋田 亮



新潟県新潟市中央区川岸町3丁目18番地

乙 株式会社新潟放送

代表取締役社長

島田 女子



## 災害時における宿泊施設利用に係る協定書

見附市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における宿泊施設の利用について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、災害時における見附市に居住又は滞在する者（以下「避難対象者」という。）の避難場所として、次に掲げる乙が運営するホテル（以下「本件ホテル」という。）を利用することに關し必要な事項を定めるものとする。

宿泊施設名 ホテルルートイン見附－中之島見附インター  
所 在 新潟県見附市上新田町160番地1

## （宿泊施設の利用要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、次の各号のいずれか又は両方の態様による本件ホテルの利用を要請（以下「利用要請」という。）することができる。

(1) 避難対象者について、本件ホテルのうち1階にあるロビー及びレストランにおいて避難させること。（以下「共用施設利用」という。）

(2) 避難及び生活に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）について、本件ホテルの客室において避難（宿泊を伴うか否かを問わない。）させること。（以下「客室利用」という。）

2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、利用人数、利用期間その他の必要事項ファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかに文書、ファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。なお、客室利用にかかる利用要請を行うときは、必要とする客室数、付添人の有無についても連絡するものとする。

3 利用要請後に、当該要請にかかる利用が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡する。

4 客室利用の対象となる要配慮者の範囲は、次のとおりとする。ただし、専門的な介護等が必要な者の単身での利用は除くものとする。

- (1) 妊産婦
- (2) 乳幼児
- (3) 満75歳以上の高齢者
- (4) その他甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者
- (5) 前各号に規定する者の付添人

5 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定める。

## （避難場所の確保）

第3条 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、避難対象者の受入れの可否を所定の方法により回答するものとする。

2 乙が確保する客室は、喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。

3 乙が提供する共用施設避難場所の範囲は、災害発生時における本件ホテルの宿泊稼働状況その他の各種状況を踏まえ、その都度、乙が指定するものとする。

4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることをあらかじめ承諾する。

5 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、甲から宿

泊当日の24時になる前までに、宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、乙においては、宿泊サービスの提供が何時でもなし得るよう準備し、その状態を継続することとなることから、甲は、乙に対し、第6条及び乙所定の宿泊約款に基づき、消費税相当額を含む利用代金金額を支払うものとする。

(避難場所の利用期間)

第4条 避難対象者が本件ホテルを利用することのできる期間は、第2条第2項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。ただし、災害の規模、被害の復旧状況等により、避難対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものとする。

2 前項ただし書に基づき、甲が利用期間の延長を要請した場合、乙は、避難場所の確保に努めるものとする。

(客室利用における宿泊手続)

第5条 甲は、客室利用をする要配慮者(以下「宿泊者」という。)に、本件ホテルにおいてチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

(客室利用代金)

第6条 客室利用による宿泊者の客室一室当たりの利用代金(以下「客室利用代金」という。)は、本件ホテルのホームページにおいて、乙の会員としての登録がなされていない者が本件ホテルを利用する場合におけるスタンダードプランの料金とし、各日毎に客室のタイプ別に設定された金額と同一とする。ただし、電話料金、コピー代その他宿泊者の個人的要望により生じた料金は、当該宿泊者が負担するものとする。

2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、宿泊料金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を行う日における宿泊者の客室利用代金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

3 客室利用代金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。ただし、連続して宿泊(以下「連泊」という。)する場合は、15時から翌日15時までを1泊として計算するものとする。

(客室利用代金の支払い)

第7条 乙は、客室利用代金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出する。

2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受領した日の属する月の翌月末日限り、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

(共用施設利用の費用)

第8条 共用施設利用については無償とする。ただし、乙が、甲からの要請により、避難対象者に対し、避難場所の提供以外のサービスを提供した場合、当該サービスの提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

(客室清掃及びリネン類の交換)

第9条 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の各号により行われることを承諾するとともに、宿泊者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(1) 本協定の趣旨が災害時における避難場所の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各宿泊者がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。ただし、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該宿泊者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、宿泊者が交代する場合には、乙は、交代後の宿泊者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。

(3) 交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況、燃料の流通状況等により提供できない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するものとする。

(食事の提供)

第10条 乙は、客室利用の宿泊者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。ただし、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供できない場合があること又はメニューの数及び1名当たりの食事量を制限する場合があることを、甲は、宿泊者に周知するよう努めるものとする。

2 共用施設避難が長時間に及んだ場合、乙が、甲からの要請により、避難対象者に対し、備蓄している食糧を提供した場合、甲は、乙が避難対象者に供給した食糧にかかる費用の実費相当額を負担するものとする。

(入浴の制限)

第11条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、宿泊者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

2 共用施設利用における避難対象者は、前項に定める状況の如何にかかわらず、原則として、本件ホテル内の大浴場を利用することができないものとする。ただし、更衣の目的に限り、脱衣所を利用することは妨げないものとする。

(サービスの低下と宿泊代金)

第12条 甲は、第9条、第10条第1項ただし書及び前条第1項に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、客室利用代金の減額を求めることはできないものとする。

(救護措置)

第13条 本件ホテル内に滞在している避難対象者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。

2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該避難対象者の滞在を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

(避難対象者に対する甲の援助措置)

第14条 甲は、第10条の定めにかかわらず、避難対象者に対し、飲食物を提供（以下「飲食物の提供」という。）することができる。

2 飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

(遵守事項)

第15条 甲は、客室利用であるか共用施設利用であるかを問わず、避難対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守させるよう努めるものとする。

(確認事項)

第16条 乙は、本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による避難場所の優先確保に努めるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から避難場所の提供を求められた場合、乙がこれらの要請を優先する場合があることを、甲は、あらかじめ了承するものとする。

(損害賠償請求)

第17条 施設利用者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該施設利用者に対して行うものとする。

2 損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(本協定に定めのない事項)

第20条 本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 6年 3月 13 日

(甲) 新潟県見附市昭和町三丁目1番1号  
見附市長 稲田 亮



(乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号  
ルートインジャパン株式会社  
代表取締役 永山 泰樹



協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
1	A,F	行政改革課	新潟県と日本郵便株式会社との包括連携協定に関する協定書	日本郵便株式会社	防災士の資格を有する郵便局長等による支援、災害発生時の郵便局に配備されている「災害用備蓄食料セット」の無償提供等、帰宅困難者等の一時避難場所としての施設の提供	H30.9.4	
2	A	県民生活課	災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書	一般社団法人日本カーシェアリング協会	被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンターへの自動車の無償貸与	R5.3.30	
3	A	総務部 管財課	電力供給遮断時の電源車派遣について(覚書)	東北電力ネットワーク株式会社	通信指令システム等の電力確保のための電源車の優先配置	H18.2.1	H25.2.22電力供給遮断時の電源車派遣に関する確認書締結 R2.4.1東北電力(株)から地位継承
4	A	管財課	災害時等における車両提供に関する協定	新潟マツダ自動車株式会社	災害時等に県庁公用車が不足した場合における車両の貸与	H30.2.6	
5	A	管財課	災害時における仮設建築物等の提供に関する協定	株式会社ナガワ	仮設庁舎等に使用する仮設建築物等(仮設ハウス、仮設トイレ、机、椅子又は書棚)の提供	R4.2.17	
6	F	環境対策課	災害等の発生時における環境調査に関する協定	新潟県環境検査協会	災害等の発生時における環境調査の協力	R2.10.23	
7	F	資源循環推進課	災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る救援等に関する協定書	新潟県環境整備事業協同組合	一般廃棄物の収集運搬	H16.6.16	H31.4.1協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)
8	F	資源循環推進課	災害廃棄物の処理に関する応援協定書	一般社団法人 新潟県産業資源循環協会	災害廃棄物の処理	H18.10.23	H31.4.1協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)及び名称変更
9	C	資源循環推進課	災害時における被災建築物の解体撤去等に関する応援協定書	一般社団法人 新潟県解体工事業協会	建築物その他の工作物の解体撤去等	H19.12.19	H31.4.1協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)
10	F	資源循環推進課	新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	県内全市町村、加茂市・田上町消防衛生保育組合他7組合	災害廃棄物等の処理	H18.10.23	R2.3.3協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)
11	F	資源循環推進課	災害時における浄化槽の応急復旧等に関する協定書	一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会	浄化槽の応急復旧	H18.10.23	H31.4.1協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)
12	E	防災企画課	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定	社団法人新潟県トラック協会	物資の緊急・救援輸送	H17.7.14	
13	E	防災企画課	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定	赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	物資の緊急・救援輸送	H19.3.13	
14	F	防災企画課	災害発生時等の物資の保管等に関する協定書	新潟県倉庫協会	物資の保管	H17.7.19	
15	A	防災企画課	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	新潟県生活協同組合連合会	応急生活物資の供給等	H25.4.30	H25.4.30 協定内容の見直し(物資の供給部分は変更なし)
16	A	防災企画課	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	株式会社ローソン	生活必需物資の供給	H17.10.27	
17	A,F	防災企画課	災害時における協力に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	生活必需品等の提供、店舗駐車場の利用	H27.1.16	H27.1.16 協定内容の見直し(店舗駐車場利用に関する内容追加)
18	A	防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	イオン株式会社	食料品、生活必需品等の提供	H18.8.30	
19	A	防災企画課	災害時等における物資の提供等に関する基本協定	株式会社ブルボン	食料品、飲料水の提供	H22.7.13	
20	A	防災企画課	災害救助物資の供給等に関する協定書	株式会社ファミリーマート	食料品、飲料水、日用品等の供給	H24.12.28	
21	A	防災企画課	災害救助物資の供給等に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	食料品、飲料水、日用品等の供給	H26.4.1	
22	A	防災企画課	災害救助物資の供給等に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂	食料品、飲料水、日用品等の供給	H26.9.1	
23	A	防災企画課	災害時における飲料水の供給に関する協定書	株式会社伊藤園	飲料水の供給	H26.3.14	
24	A	防災企画課	災害時における機材のレンタル供給に関する協定書	株式会社アクティオ	資機材のレンタル	H25.5.1	
25	A	防災企画課	災害時におけるレンタル資機材の調達に関する協定書	株式会社レンタルのニッケン	資機材のレンタル	H25.8.30	
26	A	防災企画課	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	株式会社カナモト	資機材のレンタル	H25.11.29	
27	C	防災企画課	災害時における協力に関する協定書	新潟県葦土工職組合連合会	障害物の除去等に関する協力	H19.3.16	
28	F	防災企画課	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	新潟県行政書士会	行政書士業務	H25.7.31	
29	A	防災企画課	災害時における石油燃料の供給に関する協定	新潟県石油業協同組合	石油燃料の供給	H25.3.28	
30	A	防災企画課	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	燃料供給施設の情報共有	H26.4.1	
31	A	防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社バイオテックジャパン	食料品の供給	H27.4.8	
32	F	防災企画課	災害時における支援に関する協定書	新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	相談所の開設、市町村が行う被害認定調査への協力	H27.4.22	

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
33	F	防災局	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ローソン	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
34	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社吉野家	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
35	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	山崎製パン株式会社	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
36	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社モスフードサービス	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
37	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	ブックオフコーポレーション株式会社	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
38	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ファミリーマート	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
39	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ドールコーヒー	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
40	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社セブンイレブン・ジャパン	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
41	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ストロベリーコーンズ	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
42	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社オートバックスセブン	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
43	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社荳番屋	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
44	F		防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ハードオフコーポレーション	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25
45	F		防災企画課	災害時における法律相談業務に関する協定書	新潟県弁護士会	法律相談会の開催	H28.3.14
46	A		防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	一正蒲鉾株式会社	食料品(レトルトおでん等)の供給	H28.8.1
47	A		防災企画課	災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	東日本段ボール工業組合	段ボール製品の供給	H29.2.1
48	A		防災企画課	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	株式会社カインズ	生活物資(資材、日用品)の供給	H29.2.28
49	A		防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	公益財団法人新潟県学校給食会	食料品等の供給	H29.3.24
50	F		防災企画課	新潟県の防災力向上にかかる相互協力に関する協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	ドローンによる情報収集、地域防災イベントへの協力	H29.9.14
51	A		防災企画課	災害時における畳供給に関する協定書	新潟県畳業組合連合会	畳の供給	H30.2.19
52	A		防災企画課	災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定書	株式会社カワチ薬品	生活物資(食料、日用品等)の供給	H30.3.26
53	A,F		防災企画課	災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給等に関する協定書	NPO法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク(VAN)	間仕切り・簡易ベッドの供給、防災活動(防災啓発事業、防災訓練)への協力	R2.5.28
54	F		防災企画課	新潟県と国立大学法人長岡技術科学大学との防災・減災に関する包括的連携協定書	国立大学法人長岡技術科学大学	防災及び減災に関して、包括的な連携のもと、多様な分野で相互に協力	R3.1.21
55	A		防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	ウエルシア薬局株式会社	食料品や飲料、日用品等といった店舗での取扱商品全般の提供	R3.2.9
56	A		防災企画課	災害時におけるブルーシート・土のう袋等の供給に関する協定書	萩原工業 株式会社	ブルーシート・土のう袋等といった各種シート及び袋類全般の提供	R3.5.11
57	E		防災企画課	災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定	一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会	避難行動要支援者の輸送業務等	R3.11.5
58	A		防災企画課	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社 ファーストリテイリング	衣料品等の供給	R3.12.23
59	A		防災企画課	災害時等における電動車両等の支援に関する協定書	三菱自動車工業株式会社・販売会社5社	電動車両等の貸与	R4.3.10
60	F		防災企画課	被災者の早期・確実な生活再建を支援するための防災連携協定	三井住友海上火災保険株式会社	損害調査情報を活用した住家被害認定調査の実施、生活再建支援業務従事職員の人材育成等	R4.3.22
61	E		防災企画課	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	物資の輸送・荷役等	R4.3.28
62	F		防災企画課	防災・減災に関する連携協定	特定非営利活動法人日本防災士会新潟県支部	防災意識向上、防災・減災に関する教育及び人材育成に関する連携・協力	R4.3.30
63	D		危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会新潟放送局長	放送要請	S57.3.31
64	D		危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社新潟放送	放送要請	S57.3.31

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C)締結窓口課	(D)協定名	(E)相手方	(F)主な内容	(G)締結日	(H)備考
65	D	危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社新潟総合テレビ	放送要請	S57.3.31	
66	D	危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社テレビ新潟放送網	放送要請	S57.3.31	
67	D	危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社新潟テレビ21	放送要請	S58.9.30	
68	D	危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社エフエムラジオ新潟	放送要請	S62.10.5	
69	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社朝日新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
70	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社読売新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
71	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社毎日新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
72	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社産経新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
73	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社日本経済新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
74	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	信濃毎日新聞株式会社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
75	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	一般社団法人共同通信社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
76	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社時事通信社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
77	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社日刊工業新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
78	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	全国新聞情報農業協同組合連合会(日本農業新聞)	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
79	D	危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社スポーツニッポン新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1	
80	F	危機対策課	災害時における災害救助犬の出勤に関する協定	NPO法人災害救助犬協会新潟	災害時におけるボランティア活動としての災害救助犬の出勤	H18.10.14	
81	D	防災局	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	日本放送協会新潟放送局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
82	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社新潟放送	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
83	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社新潟総合テレビ	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
84	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社テレビ新潟放送網	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
85	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社新潟テレビ21	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
86	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社新潟日報社	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
87	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社毎日新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
88	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社読売新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
89	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社産経新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
90	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社朝日新聞新潟総局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
91	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	一般社団法人共同通信社新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
92	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社時事通信社新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
93	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社日本経済新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
94	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社日刊工業新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
95	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社スポーツニッポン新聞東京本社新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13	
96	D	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社ニューメディア新潟センター	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.23	

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考	
97	D	防災局	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社エヌ・ティ・ティ	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.23	
98	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	上越ケーブルテレビジョン株式会社	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.23	
99	F		危機対策課	救助活動実施時及び災害時における応援業務に関する協定	株式会社エアフォートサービス	救助活動実施時・災害時の空撮による現場調査等への協力	H24.7.1	
100	F		危機対策課	災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定	東日本電信電話株式会社埼玉事業部新潟支店	通信設備の復旧作業の協力	H26.9.10	
101	F		危機対策課	災害時等における協力に関する協定	公益社団法人隊友会新潟県隊友会、自衛隊新潟地方協力本部	災害時又は発生するおそれがある場合における協力	H28.9.25	
102	F		危機対策課	災害時の支援等に関する協定	財務省関東財務局、財務省関東財務局新潟財務事務所	災害時に利用可能な国家公務員宿舎、未利用国有地の提供及び職員派遣	H29.6.23	
103	F		危機対策課	災害時の応援業務に関する協定	にいがたGIS協議会、一般社団法人長岡GIS研究会、協同組合くびき野地理空間情報センター	災害時における災害対策本部での地図作成等に関する応援	H29.11.15	
104	F		危機対策課	災害時の応援業務に関する協定	ヤフー株式会社	災害時における県HPへのアクセス集中回避への協力、防災アプリによる緊急情報配信等	R1.6.14	
105	F		消防課	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	一般社団法人新潟県LPガス協会	LPガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅へのLPガス供給への協力	H23.9.26	
106	C		消防課	消防活動時における建築物等の解体撤去等に関する応援協定	一般社団法人新潟県解体工事業協会	市町村又は一部事務組合の消防本部が行う消防活動時において、支障となる建築物等の解体撤去等を実施	H30.5.31	
107	F		原子力安全対策課	原子力災害時の応援業務に関する協定	新潟県環境検査協会	県が原子力災害時に実施する緊急時モニタリングへの協力	H25.3.27	H25.6.11 相手方名称変更 旧協定名：新潟県民間環境検査機関協議会 変更後：新潟県環境検査協会
108	E		原子力安全対策課	原子力災害時における人員の輸送等に関する協定	公益社団法人新潟県バス協会	原子力災害時の住民避難に必要となるバスの手配、運行	R2.10.14	
109	A.E.F		原子力安全対策課	原子力防災に関する協力協定	東京電力ホールディングス株式会社	スクリーニングに関する要員及び資機材の支援、社会福祉施設に入所する要配慮者の避難に関する要員及び車両の支援、放射性物質拡散予測情報の提供	R2.10.16	
110	B		福祉保 健部	福祉保健総務課	災害時における要配慮者支援に関する協定書	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	災害福祉支援チームの派遣	H29.9.12
111	B			地域医療政策課	災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約	日本赤十字社新潟県支部	避難所の設置、医療及び助産、死体の処理	R2.5.1
112	B	地域医療政策課		災害救助の協力に関する協定	一般社団法人新潟県医師会	医療に関する救助の実施	S57.4.1	
113	B	地域医療政策課		災害救助の協力に関する協定	一般社団法人新潟県歯科医師会	医療に関する救助の実施	H9.2.14	
114	B	地域医療政策課		災害救助の協力に関する協定	公益社団法人新潟県薬剤師会	医療に関する救助の実施	H9.2.14	
115	F	地域医療政策課		災害時におけるボランティア活動に関する協定	公益社団法人新潟県柔道整復師会	災害時におけるボランティア活動	H18.3.30	
116	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	(厚)村上総合病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1	
117	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	下越病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1	
118	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	新潟大学歯学総合病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1	
119	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	新潟市民病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1	
120	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	長岡赤十字病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1	
121	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	県立十日町病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1	
122	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	県立中央病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1	
123	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	(厚)佐渡総合病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1	
124	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	県立新発田病院	災害派遣医療チームの派遣	H21.1.15	
125	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	済生会新潟病院	災害派遣医療チームの派遣	H23.1.22	
126	B	地域医療政策課		新潟DMATの派遣に関する協定	済生会三条病院	災害派遣医療チームの派遣	H23.9.18	
127	B	地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	(厚)柏崎総合医療センター	災害派遣医療チームの派遣	H24.7.5		

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
128	B	地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	(厚)糸魚川総合病院	災害派遣医療チームの派遣	H25.11.16	
129	B	地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	魚沼基幹病院	災害派遣医療チームの派遣	H27.6.1	
130	B	地域医療政策課	新潟県と新潟大学医学歯学総合病院との災害救助の協力に関する協定書	新潟大学医学歯学総合病院	災害救助法に基づく医療に関する救助の実施	H20.7.15	
131	B	感染症対策・業務課	災害時における医薬品等の供給に関する協定	新潟県医薬品卸組合	医薬品等の供給	H9.2.14	
132	B	感染症対策・業務課	災害時における医薬品等の供給に関する協定	東北新潟歯科用品商協同組合	医薬品等の供給	H9.2.14	
133	B	感染症対策・業務課	災害時における医薬品等の供給に関する協定	公益社団法人新潟県薬剤師会	医薬品等の供給	H24.12.10	
134	B	感染症対策・業務課	災害時における医療機器の供給及び修理に関する協定	新潟県医療機器販売業協会	医療機器の供給及び修理	H9.2.14	
135	B	感染症対策・業務課	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部	医療用ガス等の供給	H24.12.10	
136	B	福祉保健部	医師・看護職員確保対策課	新潟県と公益社団法人新潟県看護協会との災害救助の協力に関する協定書	公益社団法人新潟県看護協会	災害時における看護職員の派遣	R3.3.30
137	B	健康づくり支援課	災害時の救護活動に関する協定書	公益社団法人新潟県栄養士会	災害時における栄養指導対策への協力	H9.2.14	
138	B	健康づくり支援課	災害時における被災者支援のための助産師業務に関する協定書	公益社団法人新潟県助産師会	災害時における妊婦、じよ婦若しくは新生児の保健指導に対する協力	H26.1.30	
139	A	生活衛生課	災害時における遺体保存に必要な資機材の供給に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における遺体保存のための資機材の供給	H18.12.27	
140	A	生活衛生課	災害時における遺体保存に必要な資機材の供給に関する協定書	新潟県葬祭業協同組合	災害時における遺体保存のための資機材の供給	H18.12.27	
141	E	生活衛生課	災害時における遺体搬送用の車両に関する協定書	公益社団法人新潟県トラック協会	災害時における遺体搬送用の車両に関する協定書	H18.3.15	
142	F	生活衛生課	災害時の愛玩動物保護対策に関する協定書	公益社団法人新潟県獣医師会 一般社団法人新潟県動物愛護協会	被災した愛玩動物の保護及び飼育支援に関する協定	H26.12.1	
143	F	生活衛生課	生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書	新潟県生活衛生同業組合連合会	災害時における炊き出し、理美容、クリーニングの実施、宿泊施設の提供、入浴施設の提供等	H29.4.11	
144	C	生活衛生課	災害時における貯水槽に係る協力に関する協定書	一般社団法人新潟県貯水槽管理協会	災害時における貯水設備の水質調査、被害の応急対策	R3.12.23	
145	F	産業労働部	創業・イノベーション推進課	新潟県と東北電力株式会社との包括的な連携に関する協定	東北電力株式会社	災害対策の協力	H31.2.6
146	F	産業労働部	しごと定住促進課	新潟県と新潟県社会保険労務士会との包括的な連携に関する協定	新潟県社会保険労務士会	災害時等における労働相談業務の実施	R3.1.27
147	F	産業労働部	雇用能力開発課	災害時における施設等の利用に関する協定	新潟市	災害時における避難所利用に関する協力	R3.11.25
148	A,F	観光文化スポーツ部	観光企画課	新潟県と株式会社スノーピークとの観光振興及び地域活性化に関する包括連携協定	株式会社スノーピーク	災害発生時における物資及び場所の提供	R3.9.15
149	F	観光文化スポーツ部	スポーツ課	大規模災害時の緊急消防援助隊等の出動時における施設の借用に関する協定	上越地域消防事務組合 株式会社PFI新潟県立武道館サービス	緊急消防援助隊等の宿営場所としての施設の借用	R4.11.1
150	A,F	農林水産部	農業総務課	JAグループ新潟との包括的な連携協定に関する協定書	JAグループ新潟	災害時の物資の供給、避難所等施設の提供等	R3.6.10
151	A	農林水産部	食品・流通課	災害時における災害救助用漬物の引渡しに関する覚書	新潟県漬物工業協同組合	災害時の救助用漬物の引渡し	H7.8.9
152	A	農林水産部	食品・流通課	災害時における災害救助用パンの引渡しに関する覚書	新潟県パン協同組合	災害時の救助用パンの引渡し	H7.7.11
153	A	農林水産部	食品・流通課	災害時における災害用牛乳等の引渡しに関する覚書	新潟県飲用牛乳協会、新潟県酪農業協同組合連合会	救助用牛乳、原料用牛乳の引渡し	H7.10.3
154	A	農林水産部	食品・流通課	災害時における災害救助用味噌醤油の引渡しに関する覚書	新潟県味噌醤油工業協同組合	災害時の味噌醤油の引渡し	H29.8.8
155	C	土木部	治山課	災害時の応援業務に関する協定	新潟県治山ボランティアセンター	土砂災害等による県管理公共施設等の点検業務等	H20.11.17
156	C	土木部	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県建設業協会	災害対策用資機材の提供、応急仮設住宅の建設等	H8.7.1
157	C	土木部	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部	被災状況・復旧の調査、解析、設計等	H17.3.18
158	C	土木部	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人プレレスト・コンクリート建設業協会北陸支部	県管理橋梁の被災調査、応急対策工事等	H17.3.17

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
159	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県融雪技術協会	県管理公共消・融雪施設等の被災状況調査、応急対策工事等	H17.3.22	
160	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県地質調査業協会	県管理公共土木施設等被災状況調査、地質調査、解析等	H17.3.22	R1.5.0改正 家畜伝染病に係る防疫作業を対象に追加
161	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人斜面防災対策技術協会新潟支部	県管理公共土木施設等被災状況調査、地滑り被災箇所の応急復旧等	H17.3.22	H26.10.1～名称変更 (～新潟県支部→～新潟支部)
162	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県測量設計業協会	県管理公共土木施設等被災状況調査、測量・設計等	H17.3.28	R1.5.15改正 家畜伝染病に係る防疫作業を対象に追加
163	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	新潟県鋼構造協会	県管理橋梁・水門等鋼構造物の被災状況調査、応急対策工事等	H17.8.1	
164	C	監理課	防災業務の応援に関する協定	NPO法人にいがた地域創造センター	県管理公共施設の被災状況調査、平常時の応援等	H18.3.29	
165	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会	県管理公園・緑地内の被害状況調査、施設の応急対策等	H18.7.20	
166	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人全国特定法面保護協会北陸地方支部新潟	法面の被災状況調査、応急復旧工法の提案等	H18.11.14	H26.10.3改正 組織の改編に伴う名称の変更
167	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般財団法人新潟県建設技術センター	公共管理施設の被災状況調査及びその報告、応急復旧工法の提案等	H20.9.3	
168	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人日本道路建設業協会北陸支部	県管理道路等の被災状況調査、道路施設被害の応急対策工事等	H22.7.1	R1.5.15改正 家畜伝染病に係る防疫作業を対象に追加
169	C	用地・土地利用課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会北陸支部	県管理公共施設の応急対策及び災害復旧のための土地調査及び物件調査等	H30.3.30	
170	C	道路管理課	災害時における車両の移動等の協力に関する協定	特定非営利活動法人 全日本レッカー協会	災害時における災害応急対応業務に伴う車両の移動等	R3.3.24	
171	C	砂防課	防災業務の応援に関する協定	NPO法人新潟県砂防ボランティア協会	土砂災害等による県管理公共施設の被災状況調査、平常時の応援等	H18.3.29	
172	C	砂防課	災害時における調査の相互協力に関する協定	公益社団法人 地盤工学会北陸支部	地盤災害発生時の被災状況の調査	R3.1.8	
173	C	都市政策課	災害時の応援業務に関する協定	公益社団法人全国宅地擁壁技術協会北陸支部	被災宅地危険度判定士の派遣、被災宅地の技術的相談の相談員派遣	H21.3.25	
174	C	土木部 建築住宅課	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会	賃貸住宅の媒介	H10.5.1	
175	C	土木部 建築住宅課	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部	災害時における民間賃貸住宅の媒介	H19.8.2	
176	C	土木部 建築住宅課	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	一般社団法人プレハブ建築協会	応急仮設住宅の建設	H8.3.15	
177	C	土木部 建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人新潟県建築組合連合会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H20.3.24	
178	C	土木部 建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人新潟県建築士会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H20.10.27	
179	C	土木部 建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人新潟県建築士事務所協会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H20.10.27	
180	C	土木部 建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部新潟地域会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H20.10.27	
181	C	土木部 建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人全日本瓦工事業連盟新潟県瓦工事業連合会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H25.10.9	
182	C	土木部 建築住宅課	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人 住宅金融支援機構	被災住宅の再建及び住宅ローンの返済などに関する支援	H27.3.20	
183	C	土木部 建築住宅課	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会	災害時における民間賃貸住宅の情報提供、応急借上げ住宅の提供に関する協力	H30.12.7	
184	C	下水道課	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	一般社団法人新潟県下水道維持改築協会	災害時における県及び市町村管理の下水道管路施設の復旧支援	R3.3.8	H21.10.1 県単独の協定締結 R3.3.8付で27市町村を含め再締結
185	C	下水道課	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理協会中部支部新潟県部会	災害時における県及び市町村管理の下水道管路施設の復旧支援	R3.3.8	H17.4.1 県単独の協定締結 R3.3.8付で27市町村を含め再締結
186	C	下水道課	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	災害時における県及び市町村管理下水道施設の復旧に関する技術支援	R3.3.8	27市町村を含めた協定
187	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟電設業協会	災害対策用建築電気設備資機材の提供あっせん等	H18.3.30	
188	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県空調衛生工事業協会	災害対策用建築機械設備資機材の提供あっせん等	H18.3.30	
189	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	新潟県電気工事業組合	災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん等	H21.10.1	
190	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県設備設計事務所協会	県管理公共施設のうち建築設備に関する被災状況の調査、応急対策の提案等	H21.10.1	

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C)締結窓口課	(D)協定名	(E)相手方	(F)主な内容	(G)締結日	(H)備考
191	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	新潟県建築設計協同組合	県管理公共施設のうち建築物に関する被災状況の調査、応急対策の提案等	H21.10.1	
192	C	土木部	営繕課 災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人日本塗装工業会新潟県支部	県管理公共土木施設のうち建築物に関する汚泥の被災状況調査、高圧水による汚泥洗浄等	H23.8.24	
193	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	新潟県防水工事業協同組合	県管理公共土木施設のうち建築物に関する汚泥の被災状況調査、高圧水による汚泥洗浄等	H25.1.10	
194	C	交通政策局	港湾整備課 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定書	国土交通省北陸地方整備局、伏木富山港湾管理者(富山県)、金沢港及び七尾港湾管理者(石川県)、敦賀港湾管理者(福井県)、一般社団法人日本理立渡渡協会、北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国渡渡業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会、一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会	災害発生時の被害の拡大防止、被災施設等の早期復旧	H28.6.1	
195	A	病院局	中央病院 災害時における職員及び外来者用の食品(非常食)提供に関する覚書	ホリカフーズ株式会社ライフケア部	災害時における職員及び外来者用の食品(非常食)提供	H25.7.3	
196	A		中央病院 災害時における職員及び外来者用の食品(非常食)提供に関する覚書	合資会社カネ青山商店	災害時における職員及び外来者用の食品(非常食)提供	H25.9.11	
197	A		中央病院 災害時における患者給食の委託に関する覚書	有限会社かたおか	災害時における患者給食の委託	H30.3.16	
198	A		がんセンター新潟病院 災害時における患者給食の一部委託に関する覚書	株式会社オーシャンシステム	災害時における患者給食の一部委託	R2.4.28	
199	A		がんセンター新潟病院 災害時における患者給食の一部委託に関する覚書	株式会社総合フードサービス	災害時における患者給食の一部委託	R2.4.28	
200	A		新発田病院 災害時における救援物資提供に関する協定書	ココ・コーラボトラーズジャパン株式会社東港セールセンター	飲料水の優先的な供給、開放キー付き自動販売機の在庫製品の無償提供	H23.11.1	
201	F		県警	大規模災害発生時における各種情報の通報連絡に関する協定	社団法人新潟県警備業協会	各種情報の通報連絡	H8.8.28
202	F	県警	災害時における交通及び地域安全の確保に係る業務に関する協定	社団法人新潟県警備業協会	交通誘導その他警備業務の実施	H9.12.22	
203	F	県警	災害発生時における交通路の確保に関する協定	一般社団法人新潟県交通安全施設協会	交通路の確保	H23.9.9	
204	E	県警	災害等緊急事態発生時における船舶による警備部隊等の輸送に関する協定	佐渡汽船株式会社	警備部隊及び装備品の緊急輸送業務	H24.1.12	H31.3.26協定内容の見直し(災害に限定することなく、テロ、武力攻撃事態等の緊急事態発生時にも対応するため)
205	A	県警	災害発生時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	災害発生時における災害警備装備品等の提供	H24.4.11	
206	F	県警	災害時の自動車の貸渡しに関する協定	新潟県レンタカー協会	大規模災害発生時における自動車の優先貸渡し	H26.1.30	
207	F	県警	死体の身元確認等における協力体制に関する協定	新潟県歯科医師会	災害が発生した際に警察が取り扱う死体の身元確認等を連携して協力	H28.1.21	
208	E	県警	災害等緊急事態発生時における船舶による警備部隊等の輸送に関する協定	粟島汽船株式会社	警備部隊及び装備品の緊急輸送業務	H30.12.19	
209	F	県警	雪害時における出動要請に関する協定	スノーモービルランド新潟	雪害時における情報収集と警察措置の遂行	R3.3.16	